

# 就 業 規 則

## 第 1 章 総 則

### (趣 旨)

第 1 条 この規則は、社会福祉法人ナザレ園に勤務する職員の就業及び労働条件について、必要な事項を定めたものである。

### (遵守の義務)

第 2 条 職員は、法令に定められたもののほか、この規則(付属規程を含む)を遵守し、双方ともに協力して定款に定める基本理念の実現に努めなければならない。

2 職員は、利用者のご家族、他職員、地域住民、取引先を含むすべての人の尊厳を軽んじる行為や態度(虐待、拘束、いじめ、ハラスメント等の行為、国籍、人種、民族、皮膚の色、言語、宗教、出生地、財産、障がい、疾病、性別、性的指向、性自認等に関する偏見や差別的発言)をとってはならない。

### (職員の定義)

第 3 条 この規則で職員とは、第 4 条及び第 13 条の規定により採用され、法人の業務に常時従事する次の者をいう。

#### ○正規職員(A コース、B コース、特別契約職員)

- ・A コース職員とは包括的職務を契約内容とするものであり、基幹的業務に従事するものであって、勤務時間・出勤曜日等に制限の無い者又は専門職有資格者をいう。
- ・B コース職員とは、限定的職務を契約内容とするものであり、勤務時間・出勤曜日等に制限の有る者をいう。
- ・特別契約職員とは、招聘職員(法人の運営上理事長が必要であると認めた者)及びエルダー職員(定年退職後に特別な任務や役割を担う者として認められた)をいう。

#### ○契約職員(第 13 条の規定により再雇用した職員及び特別契約職員以外の契約職員)

#### ○パートタイム職員(第 4 条第 3 項の規定により採用した職員)

- 2 正規職員に関する事項は、本規則及び別に定めるキャリアステージプログラム、経営職・管理職給与支給規則によるものとする。
- 3 契約職員に関する事項は、本規則及び別に定めるキャリアステージプログラム、契約職員・パートタイム職員就業規則によるものとする。
- 4 パートタイム職員に関する事項は、別に定めるキャリアステージプログラム、契約職員・パートタイム職員就業規則によるものとする。